

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社橋田建設	代表者氏名	堀 孝
主たる営業所の所在地	幡多郡黒潮町蜷川 4157		
許可番号	高知県知事許可 (般-2)第 5382 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、管、園、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 11 月 18 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 2 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 7 年 12 月 1 日から 12 月 15 日までの 15 日間			
処分の原因となった事実	契約における不正又は不誠実な行為		
有限会社橋田建設は、黒潮町発注の工事において、警備員を配置していないにもかかわらず、これを配置したと虚偽の申告を行い、不当に人件費を水増しして請求した。			
その他参考となる事項	-		